

第2期

大崎町自殺対策計画

令和7年度～令和11年度

概要版

令和7年3月

鹿児島県 大崎町

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、大きく前進しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことで、依然として深刻な状況が続いています。

本町では、令和元年度に「大崎町自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない大崎町をめざして」という計画の基本理念に基づき、自殺対策を推進してきました。この度、令和 6 年度に計画期間の終了を迎えることから、改正基本法及び新しい大綱の趣旨を踏まえ、総合的な自殺対策を推進するため、「第 2 期大崎町自殺対策計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく市町村計画として、国の「自殺総合対策大綱」及び県の「自殺対策計画」の基本的視点を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。また、大崎町総合計画を上位計画とし、関係する各種計画との整合性を図るものとしします。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

(4) 数値目標

国は、令和 4 年 10 月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、令和 8 年までに人口 10 万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という）を平成 27 年と比べて 30% 以上減少させることを目標として定めています。このような国の方針を踏まえながら、令和 8 年の数値目標を「14.9 以下」とします。さらに、計画最終年の令和 11 年の数値目標としては、令和 8 年を維持、減少を目指し「14.9 以下」とします。

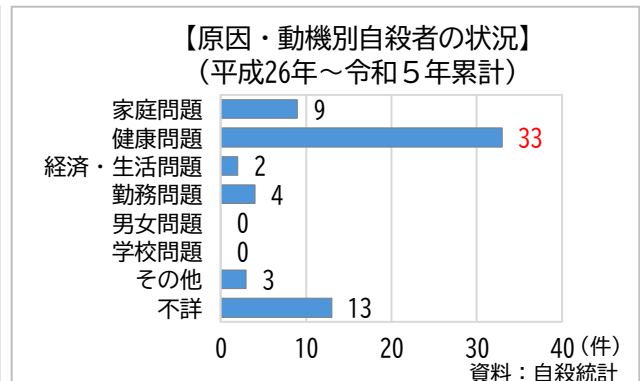
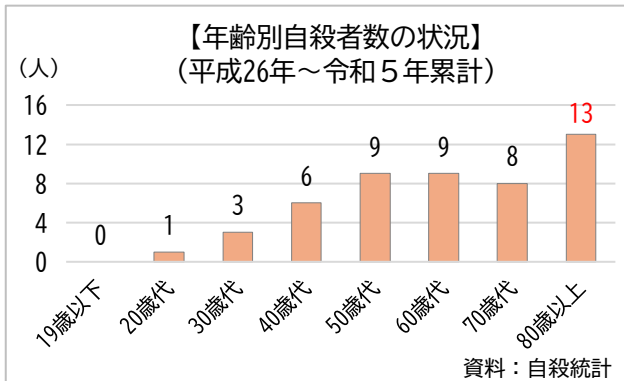
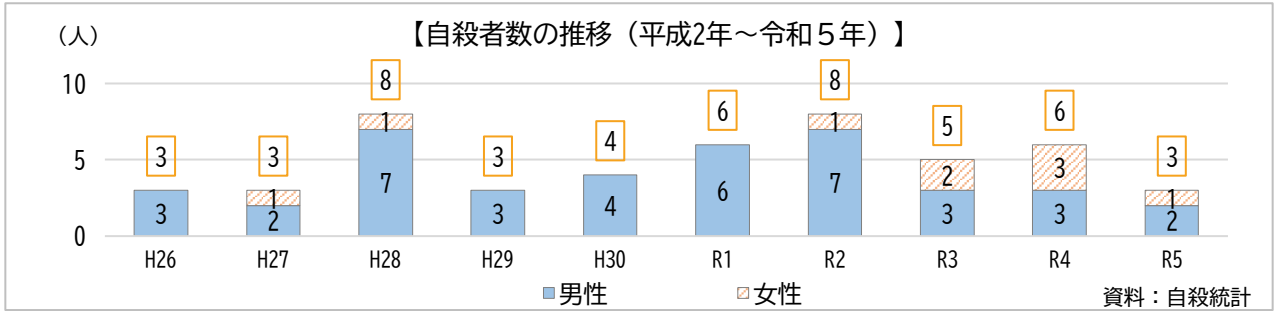
	基準値	現状値	目標値	
	平成 27 年	令和 5 年	令和 8 年	令和 11 年
自殺死亡率	21.32	24.20	14.9 以下	14.9 以下
自殺者数	3 人	3 人	2 人以下	2 人以下

※自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの年間自殺者数を示します。

2 大崎町の自殺の現状

(1)統計からみる自殺者の状況

本町の自殺者数は、令和2年では8人と多くなっていますが、その後は減少傾向にあり、令和5年では3人となっています。平成26年から令和5年の累計を年齢別にみると、80歳以上が13人と最も多く、原因・動機別では「健康問題（33件）」が最も多くなっています。



(2)住民調査結果からみる心の健康状態

町民への調査において、質問項目に対する回答を点数化し、心の健康状態（K6判定※）を行いました。

こころにストレスが溜まっている状態を示す「要観察」は男性の41.6%、女性の34.1%、こころが疲労している状態を示す「要注意/要受診」は、男性の18.4%、女性の25.0%を占めています。

※K6判定とは・・・うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された指標のこと。

《調査概要》

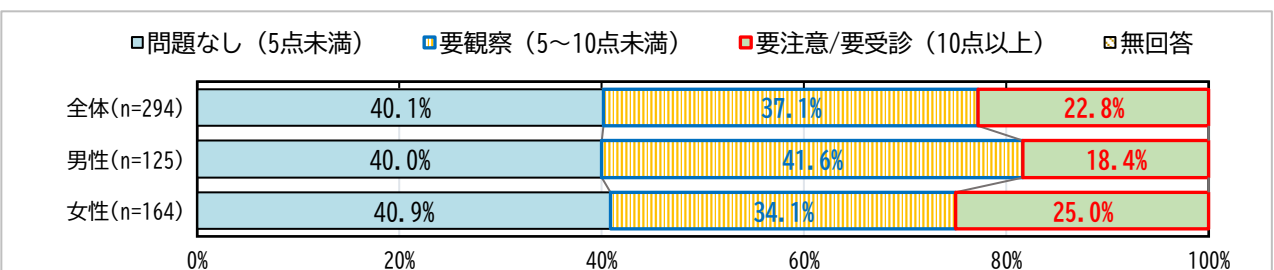
- 調査対象 満16歳以上の住民1,000人（無作為抽出）
- 回収状況 294件（回収率29.4%）

《質問項目》

- ①ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じることがある
- ②絶望的だと感じることがある
- ③そわそわ落ち着かなく感じることがある
- ④気分が沈み、気が晴れないように感じることがある
- ⑤何をしても面倒だと感じることがある
- ⑥自分は価値のない人間だと感じることがある

《判定方法》

まったくない…0点、少しだけある…1点、時々ある…2点、よくある…3点、いつもある…4点として点数化し、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている。



3 自殺対策の基本理念及び基本方針

(1)基本理念

「自殺総合対策大綱」においては「いのち支える自殺対策」という理念のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。また、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」「地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する」という4つの基本認識を示しています。

本町においては、総合計画における福祉分野に関連する目標として「住み続けられる安心・安全で豊かなまちをつくる」を掲げています。ここでは、安心して生活できる環境を住民がどこにいても、どんな状況であっても享受できる機会が得られるまちづくりを推進するとしています。

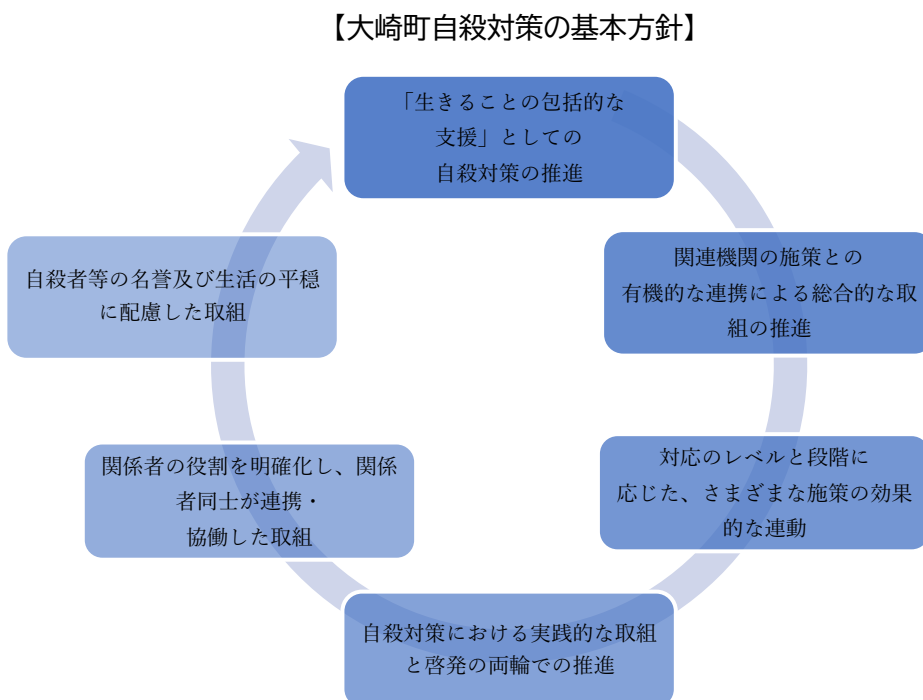
自殺総合対策大綱、大崎町総合計画に基づき、計画の基本理念を以下のものとします。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない大崎町をめざして

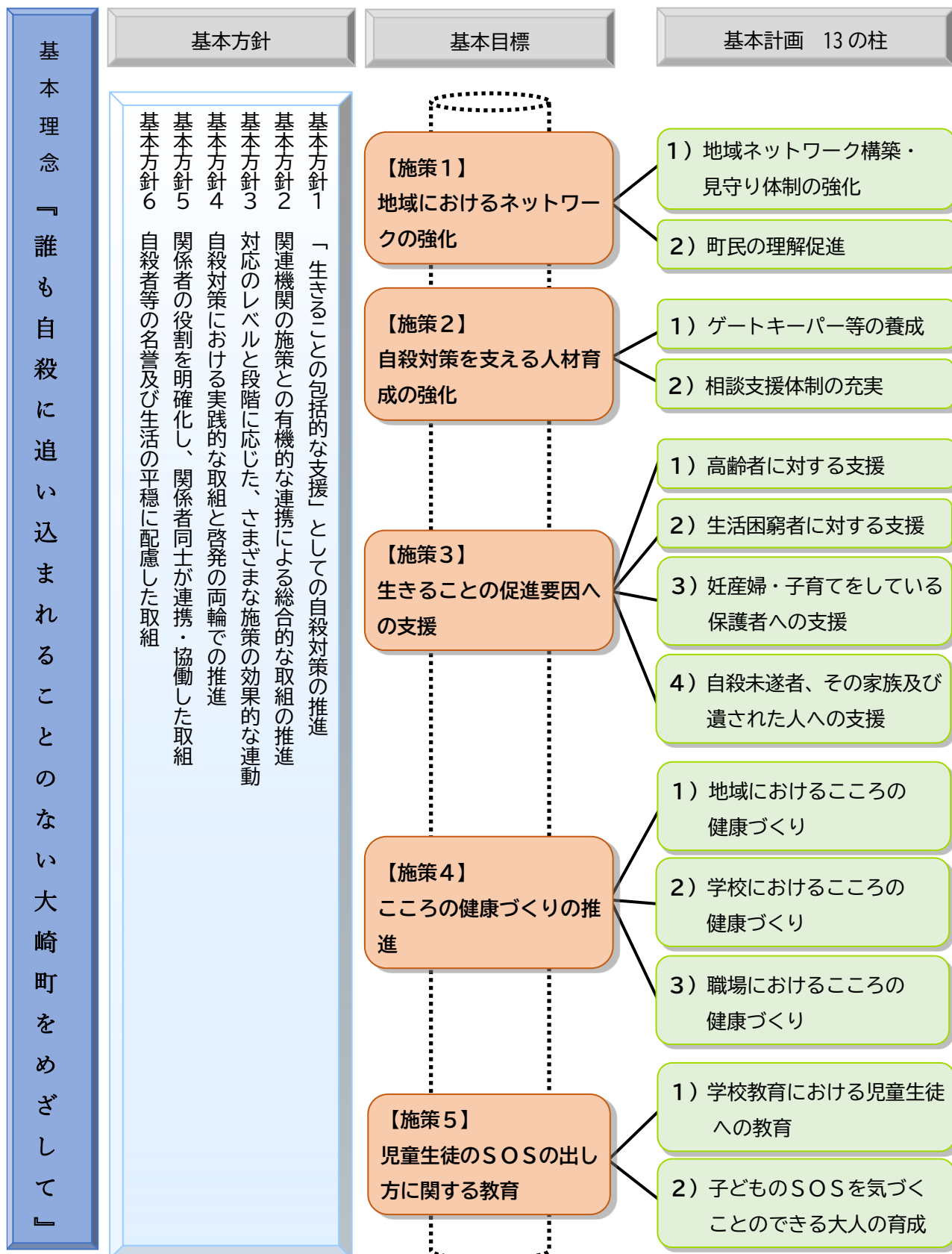
(2)基本方針

本計画では、「大崎町総合計画」のまちづくりの目標の1つである「住み続けられる安心・安全で豊かなまちをつくる」を踏まえるとともに、自殺総合対策大綱における基本認識を基本とし、大崎町における自殺対策の課題解決を図るため、以下の6点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。



(3) 施策体系図

大崎町では、町の自殺対策の状況を踏まえ、かつ自殺対策の6点の基本方針に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない大崎町をめざして」の実現を図るため、以下の5つの施策を展開します。



4 自殺対策における取組

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現にあたり、行政関係各課を含め、保健、医療、福祉、教育、産業などの関係機関が連携・協力し、町全体で包括的に自殺対策を推進します。また、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援につなげる取組を推進します。



《具体的な取組》(1) 地域ネットワーク構築・見守り体制の強化

- ・自殺対策協議会の設置
- ・高齢者見守りネットワークの強化 等

(2) 町民の理解促進

- ・自殺予防週間、自殺対策強化月間の取組
- ・自殺対策に関する施策の周知の推進 等



基本施策2 自殺対策を支える人材育成の強化

自殺や自殺関連事業に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞くことで、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成するとともに、幅広い自殺対策教育や研修等を実施します。

《具体的な取組》(1) ゲートキーパー等の養成

- ・町職員、町民、福祉関係者、教育関係者を対象とした人材育成
- ・事業所向け研修
- ・認知症サポーター養成講座 等

(2) 相談支援体制の充実

- ・保健師による相談
- ・高齢者、障害者相談
- ・特設人権相談
- ・法律相談
- ・生活保護に関する相談
- ・教育相談・学校相談 等

基本施策3 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。そのため、本町においても自殺対策と関連の深い、これらの要因に係る取組を幅広く推進していきます。



《具体的な取組》(1) 高齢者に対する支援 《重点施策》

- ・地域ケア会議の機能強化
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・介護予防・閉じこもり予防の推進
- ・老人クラブ活動の充実 等

- (2) 生活困窮者に対する支援 《重点施策》
 - ・生活困窮者自立支援事業 ・低所得者の生活支援 ・公営住宅整備事業 等
- (3) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援
 - ・子ども・子育て支援事業計画の推進 ・保護者への相談支援
 - ・要支援家庭の早期発見、支援 ・ひとり親家庭への支援 等
- (4) 自殺未遂者、その家族 及び遺された人への支援
 - ・自殺未遂者及びその家族 への支援 ・遺された人への支援 等

基本施策4 こころの健康づくりの推進



さまざまなストレスを抱えることが多い現代社会で、ストレスを抱え込むことは、心身に影響をもたらし、うつ病などの心の病につながります。自殺に至るまでの要因は様々ですが、身近な地域や学校、職場における心の健康づくりの推進が必要です。こころの問題の解決に向け、知識や相談に関する情報提供や教育の推進に努めます。

- 《具体的な取組》
- (1) 地域におけるこころの健康づくり
 - ・健康教育の充実 ・健康相談及び家庭訪問の強化 ・人権教育・啓発活動 等
 - (2) 学校におけるこころの健康づくり
 - ・生徒指導・教育相談の充実 ・学校内における相談体制の強化
 - ・命を大切にする教育の推進 等
 - (3) 職場におけるこころの健康づくり 《重点施策》
 - ・メンタルヘルス研修 ・ワークライフバランスの推進 等

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

全国的に小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く課題となっています。特に長期休業明け前後の自殺が多い傾向にあることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組を推進します。また、SOSの出し方に関する定期的な教育を継続するとともに、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に着けるための教育の推進に努めます。



- 《具体的な取組》
- (1) 学校教育における児童生徒への教育
 - ・道徳教育、人権教育の推進 ・SOSの出し方に関する教育の実施
 - ・長期休業前後の児童生徒への対応 等
 - (2) 子どものSOSを気づくことのできる大人の育成
 - ・家庭教育の充実 ・教育相談の充実 等

5 相談先・相談窓口

相談窓口名称	相談内容等	相談対応時間
#いのち SOS ☎0120-061-338	「死にたい」「消えたい」「生きることに疲れた」など、あなたのそんな気持ちを専門の相談員が受け止め、あなたの状況を一緒に整理し、必要な支援策などについて一緒に考えます。	365日/24時間
よりそいホットライン ☎0120-279-338	様々な悩みに、専門の相談員が寄り添い、一緒に解決する方法を探します。	365日/24時間
いのちの電話 ☎0120-783-556	孤独でつらい思いをしている方々が再び生きる力を取り戻せるよう全国で活動しています。自殺予防だけでなく、孤独や不安を抱えた人に寄り添う市民活動です。	毎日 16時～21時 ※毎月10日は午前8時から翌日午前8時まで
こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556 (ナビダイヤル) ☎099-228-9566 ☎099-228-9567	県精神保健福祉センターの精神科医、保健師、心理士などによる相談受付です。 ※夜間は公益社団法人日本精神保健福祉士協会などが相談を受け付けています。(ナビダイヤルで受付)	月曜日～金曜日(平日) 9時～12時、 13時～16時30分 (夜間) 18時30分～22時30分
県自殺予防情報センター ☎099-228-9558	自殺に関するお悩みをお持ちの方や大切な方を自死により亡くされた方からの相談などを受け付けています。	月曜日・木曜日(平日) 9時～12時、13～16時
鹿児島いのちの電話 ☎099-250-7000	自殺等様々な困難を抱え、ひとり悩む方々の相談を受け付けています。	365日/24時間
志布志保健所 ☎099-472-1021	こころとからだの健康、精神保健福祉に関する相談などを受け付けています。	月曜日～金曜日(平日) 8時30分～17時15分
大崎町保健福祉課 ☎099-476-1111	こころとからだの健康相談等を受け付けています。	月曜日～金曜日(平日) 8時30分～17時15分

※来所してのご相談には一部制限がある機関もありますので、事前にお問い合わせ下さい。

※フリーダイヤル、ナビダイヤルへはIP電話からは発信できない場合があります。

発行・編集

大崎町役場 保健福祉課 障害福祉係

〒899-7305

鹿児島県曾於郡大崎町假宿 1029 番地

電話 099-476-1111(代表)